

平成 03 年 02 月 25 日制定
平成 09 年 12 月 04 日改定
平成 12 年 02 月 15 日改定
平成 15 年 01 月 01 日改定
平成 15 年 04 月 07 日改定
平成 20 年 08 月 20 日改定

日本沙漠緑化実践協会規約

第 1 章 総 則

(名 称)

第 1 条 この協会は、日本沙漠緑化実践協会という。

(事務局事務所)

第 2 条 この協会は、事務局事務所を東京都千代田区外神田 5 丁目 5 番 5 号沼田ビル 2 0 1 号室に置く。

(目的)

第 3 条 この協会は、沙漠の緑化、開発事業を实践し、このための人材育成を行い、以って地球環境の維持、向上を図ることを目的とする。

(事 業)

第 4 条 この協会は、前条の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 沙漠緑化事業（植林、農業、水産、牧畜等持続可能な産業の実用化）
- (2) 沙漠緑化事業に対する専門家やボランティアの派遣
- (3) 沙漠体験学習の推進
- (4) 調査、研究、教育事業の推進
- (5) 環境保全、改善に役立つ事業
- (6) その他目的を達するために必要な事業

第 2 章 資産、事業計画等

(資産の構成)

第 5 条 この協会の資産は、次のものを以って構成する。

- (1) 財産目録に記載された財産
- (2) 資産から生ずる収入
- (3) 寄付金品
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の種別)

第 6 条 資産は、基本財産及び運用財産の 2 種とする。

2 基本財産は、次のものを以って構成する。

- (1) 基本財産とすることを指定して寄付された財産
- (2) 理事会で基本財産に繰り入れることを議決した資産

3 運用財産は、基本財産以外の資産とする。

(基本財産の処分の制限)

第 7 条 基本財産は、これを処分しまたは担保に供することは出来ない。但し、やむを得ない理由があるときは、理事会において理事総数の 3 分の 2 以上の同意を得て、その一部を処分し又はその全部若しくは一部を担保に供することができる。

(資産の管理)

第 8 条 資産は事務局が管理し、その方法について会長は理事会の議決を経て定める。

- 2 基本財産のうち、現金は確実な金融機関に預け入れ、信託会社に信託し又は国債、公債その他確実な有価証券に替えて保管しなければならない。

(経費の支弁)

第9条 この協会の経費は、運用財産を以って支弁する。

(事業年度)

第10条 この協会の事業年度は、毎年1月1日に始まり同年12月31日を以って終わる。

(事業計画及び予算)

第11条 この協会の事業計画及び予算は、毎事業年度開始前に事務局が作成し、会長の承認及び、理事会の承認を得なければならない。

(事業報告、決算及び財産目録)

第12条 この協会の事業報告、決算及び財産目録は、毎事業年度終了後速やかに会長の意向を受け事務局が作成し、監事の監査を経てその年度終了後3ヵ月以内に理事会の承認を得なければならない。

第3章 役員及び職員

(役員の種類別)

第13条 この協会に、理事及び監事を置く。

2 理事は7名以上12名以内とし、監事は1名若しくは2名とする。

理事のうち1名を会長とし、会長の補佐として常任理事を置くことができる。

(役員を選任)

第14条 理事は理事会において選任するものとし、その方法、人数は次の区分による。

(1) この協会の行う事業に関する専門知識と経験を有する者のうちから選出された者5名以上7名以内

(2) 評議員のうちから選出された者2名若しくは3名

(3) 学識経験者のうちから選出された者5名以内

2 会長、常任理事は理事の互選により選出する。

3 監事は理事会において選任する。

4 理事及び監事は相互に兼ねることができない。

(役員職務)

第15条 理事は理事会を構成し、会務の執行を決定する。

2 会長はこの協会を代表し、会務を総括する。

3 常任理事は会長を補佐して会務を掌理し、会長に事故あるときはその職務を代理し、会長が欠員のときはその職務を行う。

4 会長はその職務のうち、技術、事業、財務に関する事項を、理事に分掌させることができる。

5 監事は次の職務を行うことができる。

(1) 協会の財産の状況を監査すること

(2) 理事の業務執行の状況を監査すること

(3) 協会の財産状況又は理事の業務執行状況について理事に意見をのべること

(役員任期)

第16条 役員任期は3年とする。但し、補欠の役員任期は前任の役員任期の残任期間とする。

2 役員は再任されることができる。

3 役員は、辞任し又は任期が満了したときにおいても、後任の役員が選出されるまではその職務を行わなければならない。

(役員解任)

第17条 役員が次の一つに該当するに至ったときは、理事会において理事総数の3分の2以上の同意を得て解任することができる。

(1) 法令又はこの規約に違反したとき

(2) 心身の故障のため職務の執行に堪えないとき

(3) 職務上の義務に違反したとき

(4) 役員たるに適しない非行があると認められるとき

(事務局)

第18条 この協会の事務を処理するために事務局を置く。

- 2 事務局には事務局長1名、事務局次長1名、その他の職員を置く。
- 3 事務局及び職員に関する事項は理事会がこれを定める。

第4章 顧問、相談役及び会員

(顧問)

第19条 この協会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は会長がこれを委嘱する。
- 3 顧問は協会の重要事項について会長の諮問に応じ意見を具申する。

(相談役)

第20条 この協会に相談役を置くことができる。

- 2 相談役は理事会が推薦し会長がこれを委嘱する。
- 3 相談役は協会の重要事項について理事会の諮問に応じ意見を具申する。

(会員)

第21条 この協会に会員を置く。

- 2 協会の目的に賛同するものは、理事会の定める手続きを経て会員となることができる。
- 3 会員が協会を退会するときは会長に届け出なければならない。
- 4 会員についての必要な事項は、この規約に定めるもののほか理事会がこれを定める。

第5章 理事会

(構成及び機能)

第22条 理事会は理事をもって構成する。

- 2 理事会はこの規約に定めるもののほか、この協会の運営に関し重要な事項を決定する。

(開催及び招集)

第23条 理事会は会長が必要と認めたとき又は理事総数の3分の2以上若しくは監事から会議の目的たる事項を示し請求があったとき開催する。

- 2 理事会は会長が招集する。
- 3 会長は第1項の請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。
- 4 理事会への理事以外の出席は、会長が必要と認めた時、顧問、相談役の出席を可能とする。

(議長)

第24条 理事会の議長は会長もしくは、会長が指名した理事がこれにあたる。

(定員数)

第25条 理事会は、理事総数の3分の2以上の出席がなければ会議を開き議決することができない。

(議決)

第26条 理事会の議決はこの規約に定めるもののほか、出席理事の過半数を以って決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(書面表決等)

第27条 理事会に出席できない理事は、予め通知された事項について書面を以って表決し又は他の出席理事に表決権の行使を委任することができる。この場合において前2条及び次条第3号の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第28条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 理事会の日時及び場所
- (2) 理事の現員数
- (3) 出席理事の氏名
- (4) 議決事項
- (5) 議事経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、出席理事のうちからその理事会において選出された議事録署名人2名以上が議長と共に署名捺印しなければならない。

第6章 評議員会

(設置)

第29条 この協会に、会長の諮問に応じ事業の運営に関する事項について審議するため、評議員会を置く。

(構成)

第30条 評議員会は、15名以上50名以内を以って構成する。

(委嘱、任期及び解散)

第31条 評議員は、会長が会員のうちから原則として各都道府県より1名を理事会の承認を得て委嘱する。

- 2 評議員の任期は3年とする。
- 3 評議員は再任されることができる。
- 4 会長は理事会の承認を得て評議員を解任することができる。

(開催及び招集)

第32条 評議員会は会長が必要と認めたときに開催する。

2 評議員会の議長は会長が指名する。

(定員数及び議決)

第33条 評議員会は、評議員総数の過半数の出席がなければ会議を開き議決することができない。

(規定の準用)

第34条 第5章第25条、第26条及び第27条の規定は評議員会にも準用する。

第7章 協会支部（ブロック会）及び支部長（ブロック長）

(支部の設置)

第35条 この協会に、支部設立の申請及び推薦を経て理事会が承認すれば、各地域に支部を次の通り設置する事が出来る。

- (1)九州・沖縄支部
- (2)中国・四国支部
- (3)近畿支部
- (4)東海支部
- (5)関東支部
- (6)甲信越支部
- (7)東北・北海道支部

(支部設置目的)

第36条 この協会支部設立の目的は、協会会員拡充に伴う事業継承強化を目的とする。

(支部の構成)

第37条 支部は、支部長、支部長代理、支部会員で構成する。

支部長、支部長代理を支部役員とする。

(支部役員)

第38条 支部長は、会長が各地域の各支部会員のうちから原則として1名を理事会の承認を得て協会が委嘱する。

2 支部長代理は、支部会員の互選により推薦を受け協会が委託する。

3 各地域単位での支部役員数は10名以内とし、その任期は2年とする。

4 支部役員は再任されることができる。

5 支部会規約は、この協会規約に準じて各支部が作成し理事会が承認する。

(支部会開催及び招集)

第39条 各支部会は支部長が必要と認めたときに開催する。

2 支部会の議長は支部長又は、支部長が指名した支部役員が執り行う。

(支部会議決)

第40条 支部会は支部会員総数の過半数の参加がなければ会議を開き議決することができない。

(支部総会)

第41条 支部総会は、毎年執り行い、事業報告及び事業予算等の会員承認を得ることとする。

第 8 章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第42条 この規約は、理事会において理事総数の4分の3以上の同意を得なければ変更することができない。

(解 散)

第43条 この協会は、事業の遂行が不可能となったときに限り、理事会において理事総数の4分の3以上の同意を得て解散する。

第 9 章 雑 則

(委 任)

第44条 この規約の施行について必要な事項は、会長が理事会の議決を経て定める。

(疑義解釈)

第45条 この規約の施行に関して疑義解釈が生じたときは、会長が決する。

日本沙漠緑化実践協会規約は以上の内容に相違ありません。

平成20年08月20日

日本沙漠緑化実践協会

〒101-0021

東京都千代田区外神田5丁目5番5号

沼田ビル301号

TEL: 03-5812-0389 FAX: 03-5812-0384

会長 藤田佳久